

○周南市農業委員会農地転用事実の確認に係る事務処理要領

令和7年2月1日施行

周南市農業委員会農地転用事実の確認に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は同法第5条の規定により農地転用（同法第2条第1項に規定する農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下「農地」という。）を農地以外のものにすることをいう。以下同じ。）の許可又は届出受理をした土地（以下「転用事業地」という。）についての農地転用事実の確認のための円滑で統一的な事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(農地転用事実確認願)

第2条 農地を農地以外の地目に変更する等のため、委員会に農地転用事実の確認を求める者（以下「申請者」という。）は、農地転用事実確認願（別記様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の農地転用事実確認願には、次の書類を添付するものとする。

(1) 現況写真

(2) 転用事業地の所有者、地番又は面積を変更した場合は、土地の登記事項証明書（発行後3月以内の全部事項証明書）

(3) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

(現地確認等)

第3条 委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、前条に規定する農地転用事実確認願が提出されたときは、農地転用事実確認願の記載事項及び添付書類の審査を行い、第4項に掲げる場合を除き、農地転用事実確認願の写しを転用事業地の所在する地区を担当する委員会の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「地区担当委員等」という。）に送付し、現地確認を依頼するものとする。

2 地区担当委員等は、農地転用事実確認願の写しに基づき、次条第2号に掲げる農地転用の確認の基準に沿って現地調査を行い、農地転用事実を確認し、その結果を農地転用事実確認書（別記様式第2号）により事務局に報告するものとする。

3 次項に掲げる場合を除き、緊急性があると認める場合は、前2項の規定にかかわらず、直接、事務局の職員が現地調査を行い、農地転用事実を確認し、その結果を

農地転用事実確認書により報告するものとする。

- 4 周南市農業委員会農地転用許可後の転用事業の進捗に関する要綱（令和4年周南市農業委員会要綱第1号）第8条第1項及び第2項又は周南市農業委員会農地転用届出に係る転用事業の進捗に関する要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第15号）第6条の規定による事業の完了の確認が行われている場合は、既に農地転用事実の確認がなされたものとし、報告のあった事業進捗状況等確認書を農地転用事実確認書に置き換えるものとする。

（農地転用事実確認の基準）

第4条 農地転用事実確認に関する基準は次のとおりとする。

- （1） 農地転用事実確認願の受付時期の基準

種類	時期
住宅、工場及び店舗等の建築物	外観が完成し、建築物の用途が確認できる状態になった時点以後
資材置場及び駐車場等の建築物がない場合	土地造成後に使用が確認できる状態になった時点以後
植林	植林後5年が経過し山林としての形状が確認できる状態になった時点以後

- （2） 農地転用の確認の基準

種類	条件	
	個別事項	共通事項
住宅	外観ができ、専用住宅と確認できること。	転用目的どおり使用されていること。 建蔽率 22 パーセント以上を満たしていること（専用住宅の場合は建築物のみで 22 パーセント以上。他法令による制限を超えないこと。） 農地との境に見切りがあること。
集合住宅	外観ができ、集合住宅として用途が確認できること（駐輪場設置は認める。）。	
宅地分譲	水道が敷設してあること。	
建売住宅	外観ができ、専用住宅と確認できること。	
駐車場	使用状況が確認でき、申請又は届出時の台数と同じ台数分の柵（ロープ、白線等）があること。	
資材置場	建築物・工作物がないこと。 許可又は届出どおりの資材が置かれて使用されている状態であること。	
店舗・工場	看板が設置され、陳列ケース・機械等の附帯設備が並び、店舗・工場として確認できること。	
農業用施設	外観ができ、建物の用途が農業用であると確認できること。 倉庫・物置に農業用の資材が入っていること。	
露天農作業場	農業用作業場として転用の状態が確認できること。	
太陽光発電施設	太陽光発電設備及び外周フェンス、標識等の設置が確認できること。	
一時転用された土地	周南市農業委員会一時転用に係る農地への復元に関する要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第16号）第5条に規定する農地への復元基準によること。	

2 前項第2号に掲げる基準は、前条第4項に規定する事業の完了の確認の際にも適用するものとする。

(農地転用事実確認通知書の交付)

第5条 委員会は、第3条に規定する農地転用事実確認書により転用目的と同一又は同等の転用状況が確認された場合は、速やかに農地転用事実確認願に確認したことを通知する日付を追記して農地転用事実確認書を作成の上、申請者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は農地転用事実確認書を交付できないものとする。

(1) 転用事業地を転用目的以外に供している場合

(2) 農地転用の許可申請又は届出をした者(以下「転用事業者」という。)以外の者から農地転用事実確認願が提出された場合又は転用事業者以外の者が農地転用をしたと認められる場合(転用事業地の所有者が変更されている場合を除く。)

(3) 転用事業地以外を一体として利用している場合(農地転用の許可申請又は届出において一体利用が計画されている場合を除く。)

(その他)

第6条 この要領の施行に関し必要な事項は、委員会の事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条、第3条、第5条関係）

農地転用事実確認願

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

申請者 住所
氏名
電話番号

農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は同法第5条の規定より農地転用が許可又は届出受理された下記の土地について、周南市農業委員会農地転用事実の確認に係る事務処理要領（令和7年2月1日施行）第2条第1項の規定により転用されたことを確認願います。

記

1 確認を受けようとする農地転用に係る許可又は届出受理									
<input type="checkbox"/> 許可 農地法第 条第1項									
<input type="checkbox"/> 届出受理 農地法第 条第1項第 号									
<input type="checkbox"/> 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第 条第 号									
2 確認を受けようとする農地転用に係る許可指令書又は受理通知書の日付及び番号									
<input type="checkbox"/> 許可指令書（ 年 月 日付け 指令周農委 条許可第 号）									
<input type="checkbox"/> 受理通知書（ 年 月 日付け 周農委 条受理第 号）									
3 確認を受けようとする土地の表示									
大 字		字		地 番		地 目		面積（㎡）	
						登記簿		現況	
4 確認を受けようとする農地転用の目的又は用途									
5 確認を受けようとする農地転用に係る施設等の概要									
(1) 建物の棟数及び建築面積									
(2) 建物以外の施設の数及び規模									
6 確認を受けようとする農地転用の完了年月日									
年 月 日									

農地転用事実確認通知書

周農委第 号
年 月 日

上記のとおり農地転用の事実を確認したので、周南市農業委員会農地転用事実の確認に係る事務処理要領第5条第1項の規定により通知します。

周南市農業委員会会長 印

添付書類

1 現況写真

2 確認を受けようとする土地の所有者、地番又は面積を変更した場合は、土地の登記事項証明書(発行後3月以内の全部事項証明書)

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入してください。

2 代理人が申請をする場合

(1) 「申請者 住所 氏名 電話番号」の下に、代理人の資格、住所、氏名、電話番号を記載してください。

(2) 法定代理人にあつては、代理人資格として親権者、未成年後見人、成年後見人、保佐人又は補助人のいずれかを記載してください。

また、法定代理人であることを証する書類(保佐人又は補助人はあわせて代理権を有することを証する書類)を添付してください。

(3) 任意代理人にあつては、その資格を記載の上、委任状を添付してください。

3 「1 確認を受けようとする農地転用に係る許可又は届出受理」は、許可又は届出受理のいずれかにチェック☑をし、「第 条」には第4条又は第5条の数字(4又は5)を記入し、届出受理の「第 号」には第4条第1項又は第5条第1項の該当する「号」の数字を記入してください。

また、第4条第1項第8号又は第5条第1項第7号の場合は、「☐ 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第 条第 号」にチェック☑をし、第4条第1項第8号にあつては、第29条の数字(29)及び該当する「号」の数字を、第5条第1項第7号にあつては、第53条の数字(53)及び該当する「号」の数字を記入してください。

4 「2 確認を受けようとする農地転用に係る許可指令書又は受理通知書の日付及び番号」は、許可指令書又は受理通知書のいずれかにチェック☑をし、許可年月日及び指令番号又は受理年月日及び文書番号を記入してください。

別記様式第2号（第3条、第5条関係）

農地転用事実確認書

年 月 日

地区担当委員等の氏名

又は事務局職員の職・氏名

年 月 日付けの 周農委 条 第 号の土地に係る農地転用の状況は、下記のとおりであることを 年 月 日に確認したので、報告します。

記

転用の場所	
農地転用の状況	<input type="checkbox"/> 農地転用事実確認願のとおり転用されている。 <input type="checkbox"/> 転用されていない。 内容：
	(一時転用の場合の農地復元の状況) <input type="checkbox"/> 農地転用事実確認願のとおり農地へ復元されている。 <input type="checkbox"/> 復元されていない。 内容：

- 注 1 該当する項目にチェック☑すること。
 2 内容には、転用されていない、復元されていない又は事業計画どおり転用事業が行われていない場合は、その内容を記入すること。
 3 転用完了の確認は、次の基準によること。

《農地転用の確認の基準》

種類	条件	
	個別事項	共通事項
住宅	外観ができ、専用住宅と確認できること。	転用目的どおり使用されていること。 建蔽率 22 パーセント以上を満たしていること（専用住宅の場合は建築物のみで 22 パーセント以上。他法令による制限を超えないこと。）。 農地との境に見切りがあること。
集合住宅	外観ができ、集合住宅として用途が確認できること（駐輪場設置は認める。）。	
宅地分譲	水道が敷設してあること。	
建売住宅	外観ができ、専用住宅と確認できること。	
駐車場	使用状況が確認でき、申請又は届出時の台数と同じ台数分の枠（ロープ、白線等）があること。	
資材置場	建築物・工作物がないこと。 許可又は届出どおりの資材を置いて使用されている状態であること。	
店舗・工場	看板が設置され、陳列ケース・機械等の附帯設備が並び、店舗・工場として確認できること。	
農業用施設	外観ができ、建物の用途が農業用であると確認できること。 倉庫・物置に農業用の資材が入っていること。	
露天農作業場	農業用作業場として転用の状態が確認できること。	
太陽光発電施設	太陽光発電設備及び外周フェンス、標識等の設置が確認できること。	
一時転用された土地	4の《農地への復元基準》によること。	

- 4 「一時転用の場合の農地復元の状況」の確認は、次の基準によること。

《農地への復元基準》

<p>現に耕作が開始されている、あるいは、おおむね次に掲げる条件を満たし、いつでも耕作できる状態にあると確認できること。</p> <p>(1) 地固め（地面をならして固くすることをいう。）がされていないこと。</p> <p>(2) おおよそぶし大の石が見られないこと。</p> <p>(3) 一団の碎石等が敷かれていないこと。</p> <p>(4) 轍（わだち）がないこと。</p> <p>(5) 苗木を植えた場合、根付いていること。</p> <p>(6) 苗木を植えた場合、土地の広さに対して十分な本数が植えられていること。</p> <p>(7) その他、農地へ復元されていると判断できる状態にあること。</p>
